

東海国立大学機構（岐阜大学） 柳戸地区バスロータリー
ネーミングライツ事業募集要項

国立大学法人東海国立大学機構（以下「機構」という。）は、「東海国立大学機構広告掲載取扱規程」及び「東海国立大学機構ネーミングライツ事業実施要項」に基づき、自己収入の拡大を図り、機構の運営、教育及び研究に資することを目的として、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、機構が事業者等（法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。）に、機構の施設等（東海国立大学機構固定資産等取扱細則（令和 2 年度機構細則第 54 号）第 2 条第 1 号イに規定する建物及び構築物）の愛称を決定する権利である命名権を付与し、命名権を付与された事業者等（以下「命名権者」という）からその対価として命名権料を得る事業をいいます。

2. 対象施設

岐阜市柳戸 1 番 1

東海国立大学機構（岐阜大学） 柳戸地区バスロータリー（別添図面参照）

※現地視察のご要望も随時承ります。

3. 応募資格

以下の各号に該当しない事業者等が応募できるものとします。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある者
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に定める風俗営業者
- ③ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に定めるインターネット異性紹介事業者
- ④ 機構から建設工事、物品の購入及び製造、役務その他の契約に関する取引停止の措置を受けている期間中の者
- ⑤ 国、自治体等から違法又は不適当な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中の者
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中の者
- ⑦ その他次に掲げる商品又はサービスを取り扱う者
 - 一 調査会社、探偵事務所等に関するもの
 - 二 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
 - 三 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引又はこれに類する取引に関するもの

- 四 前払式割賦販売等(許可業者を除く。)に関するもの
- 五 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
- 六 消費者金融に関するもの
- 七 賭博又はギャンブル等(ギャンブル等依存症対策基本法(平成 30 年法律第 74 号)第 2 条に定めるものをいう。以下同じ。)に関するもの
- 八 法令等による規制の対象となっていないが、社会的に問題となっているもの

4. 命名権の付与期間

命名権を付与する期間は、4 年以上 6 年以下とします。

5. 命名権の付与条件

(1) 愛称

- ① 命名する愛称は、対象となる施設の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学の施設に相応しい愛称及び愛称を掲出する看板等として、以下の各号に該当するものは使用できません。
 - ・ 法令等に違反するもの
 - ・ 公の秩序又は善良の風俗を害するもの
 - ・ 基本的人権を侵害するもの
 - ・ 政治性又は宗教性があるもの
 - ・ 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
 - ・ 個人又は法人の名刺広告
 - ・ 内容又は責任の所在が不明確なもの
 - ・ 虚偽若しくは事実と異なる内容を含み、又は事実を誤認させるおそれがあるもの
 - ・ 比較広告
 - ・ 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ・ たばこに関するもの又は喫煙を促すもの
 - ・ 賭博又はギャンブル等に関するもの
 - ・ アルコール飲料に関するもの

その他広告掲載するものとして機構が不適切と判断したもの

- ③ 組織等の正式名称は変更せず愛称を命名することとし、原則、契約期間中は、愛称の変更をすることができません。なお、必要に応じて、正式名称を使用させていただくことがあります。また、本件は岐阜バスのバス停名称を変更等するものではありません。

(2) 命名権者のメリット

- ① 命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設の愛称サイン、案内看板等を設置できます。なお、愛称サイン等の内容(デザインや大きさ等)等及び設置場所については、命名権者選定後、機構と協議・調整が必要です。また、愛称サイン等の設置、変更及び命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は命名権者の負担とし

ます。

- ② 大学の公式ホームページ等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、施設の愛称を積極的に使用します。ただし、パンフレット、シラバス等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。（広報媒体によっては、費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。）
- ③ 愛称使用期間（契約期間）終了の6か月前までに契約延長を申し入れた場合は、当該施設の契約延長について協議を行います。ただし、延長する場合であっても、契約期間は通算で6年を超えないものとします。

6. 応募方法

（1）提出書類

- ① 施設等指定型ネーミングライツ事業実施申込書
- ② 提案内容(愛称掲出のレイアウト案 等)が分かる書類
- ③ 法人等の概要を記載した書類（会社概要）
- ④ 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）
- ⑦ 本要項3. 応募資格の①～⑥に該当しないことを証する書類

（2）提出期限

令和8年8月31日（月）17：00 必着

（3）申込書提出先

国立大学法人東海国立大学機構（岐阜大学）

財務部財務課総括グループ

〒501-1193 岐阜市柳戸1番1

TEL：058-293-2094

E-mail：zim-soumg@t.gifu-u.ac.jp

（4）提出方法

- ① 持参，郵送（書留又は配達証明に限る。）により提出すること。
このうち前記6の（1）②に関しては、電子データも提出すること。
- ② 申込者は、その提出した申込書等の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（5）提出部数

各1部（ただし、前記6の（1）②に関しては7部）

7. 募集要項に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- （1）提出期限 令和8年7月24日（金） 12時00分 必着
- （2）提出場所 前記6の（3）に同じ
- （3）提出方法 書面（様式は任意）を電子メールにより提出すること。
- （4）質問書に対する回答日時及び方法
 - ① 回答日時 令和8年7月31日（金） 12時00分

ただし、質問内容等によっては回答期限後の回答となる場合がある。

- ② 回答方法 質問者に対して回答書を電子メールにより送付する。

8. 選定方法

選定に当たっては、応募資格、応募条件（命名権料、契約期間）、愛称その他の提案内容、経営状況等を総合的に審査し決定します。なお、応募者が1者のみの場合も、命名権者としてふさわしいかどうか含め、提案内容を審査します。

9. 基準額

命名権料が、機構が算定した以下の基準額に達しない提案は受け付けません。

基準額：3,000,000 円（年額／税抜）

10. 選定結果の通知、公表

選定結果は、すべての応募者に通知します。審査の結果、選定基準を満たす者がいない場合には、命名権者を選定しないこととします。また、契約を締結した後、その法人名、施設の愛称等について大学のホームページ等で公表します。

11. 契約の締結

機構は、命名権者の決定を通知した事業者等と命名権の契約を締結します。

12. 命名権料の納入

命名権料は、機構が発行する納入依頼書により、原則として1年度分ごとに請求し、当該納入依頼書で指定された期日までに、指定した預金口座に一括で納入していただきます。

13. 契約の解除

- ① 機構は、以下の各号いずれかに該当するとき、命名権の付与を直ちに取消し、契約を解除します。

- 一 命名権者が機構の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させた場合
- 二 命名権者が社会的信用を著しく損なう不祥事を起こした場合
- 三 命名権者が倒産又は破産等をした場合
- 四 命名権者が広告掲載の取下げを申し出た場合
- 五 命名権の契約締結後において、命名権者が3. 応募資格のいずれかに該当することとなった場合

- ② 機構は、以下の各号に該当するとき、一定の期間を定めて改善すべき旨を催告します。当該期間内に改善されなかったときは、機構は、命名権の付与を取り消し、契約を解除します。

- 一 指定する期日までに命名権料の納付がない場合
- 二 指定する期日までに愛称サイン等の内容案の提出がない場合

三 その他機構が広告掲載に関し、命名権者に改善を求めることが相当であると認めた場合

③ 上記により契約を解除した場合、原則、既納の命名権料は返納しません。

1 4. その他留意事項

- ① 申込に要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

1 5. 問い合わせ先

国立大学法人東海国立大学機構（岐阜大学）財務部財務課総括グループ

〒501-1193 岐阜市柳戸 1 番 1

TEL : 058-293-2094 E-mail : zim-soumg@t.gifu-u.ac.jp

年 月 日

国立大学法人東海国立大学機構長 殿

申込者

名 称 _____

代表者 _____ 印

住 所 _____

施設等指定型ネーミングライツ事業実施申込書

令和8年6月25日に公募のありました東海国立大学機構（岐阜大学）柳戸地区バスロータリーネーミングライツ事業について、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

愛 称 （ 案 ）		
愛 称 の 理 由		
命名権付与期間（案）	年 月 日 から 年 月 日まで	
命 名 権 料	円（年額／税抜）	
連 絡 先	担 当 者 氏 名	
	電 話	（ ）
	F A X	（ ）
	E - m a i l	
仲介の指定広告 代理店	※仲介した当機構指定広告代理店があれば名称を記載すること 無 ・ 有 （ ）	

関係書類

- (1) 提案内容（愛称掲出のレイアウト案 等）が分かる書類
- (2) 法人等の概要を記載した書類
- (3) 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）
- (6) 募集要項3. 応募資格の①～⑦に該当しないことを証する書類